

伊丹市立荻野小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立荻野小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、学校教育目標「自ら学び、熱く、生き抜く子どもの育成」の具現化に努め、児童一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」すなわち生きていく上で必要な「生きる力」をはぐくむことを目標に教育活動を展開している。

いじめは、どの子にもどの学校にも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下取り組んでいく。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立荻野小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生活指導（生徒指導）の位置づけ

本校では、一人ひとりの子どもの心身の育成や健全な生活態度を身につけさせることを生活指導のねらいとし、地域に根ざした学校を目指している。そのため、「あいさつ・一声運動」、「早寝・早起き・朝ごはん運動」など、学校、家庭、地域が連携し継続的に取り組んでいる。

本校においては、いじめを決して起こさないためにも、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

① 生活指導の考え方

生活指導は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。

本校においては、生活指導により、すべての児童の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての児童にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指していく。

また、学校の教育目標を達成する上で、生活指導は重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで本校教育において重要な意義を持つものであると考える。

加えて、生活指導が、教育課程の内外において児童の人格の健全な成長を促し、集団の中で

人と人とのつながりを大切にする心の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じた一層の充実を図っていく。

本来、生活指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。

特に、生活指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細かな実態把握に計画的に取り組む。

② 生活指導の教育課程上の位置づけ

生活指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校においては、特に児童に自己存在感を与えることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「わかる授業」の成立を重視している。また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生活指導の体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会を原則として月1回定期的に開催する。

また、協議事項は、学校教育目標に基づく生活指導計画の企画立案、その進捗状況、児童の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針及び具体的な取組計画等である。

協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか組織的な取組に展開する。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきている。今後も、PTA愛護部や地域の少年補導員等関係機関との連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 児童会等による主体的な活動

生活指導の目的である、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、本校の児童会活動の目標と密接に重なっている。

そのため、本校では、開発的な生徒指導の観点から、児童会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制といじめ対策委員会の位置づけ

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員

が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に努める。

別紙2 いじめ早期発見のために

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会など、あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

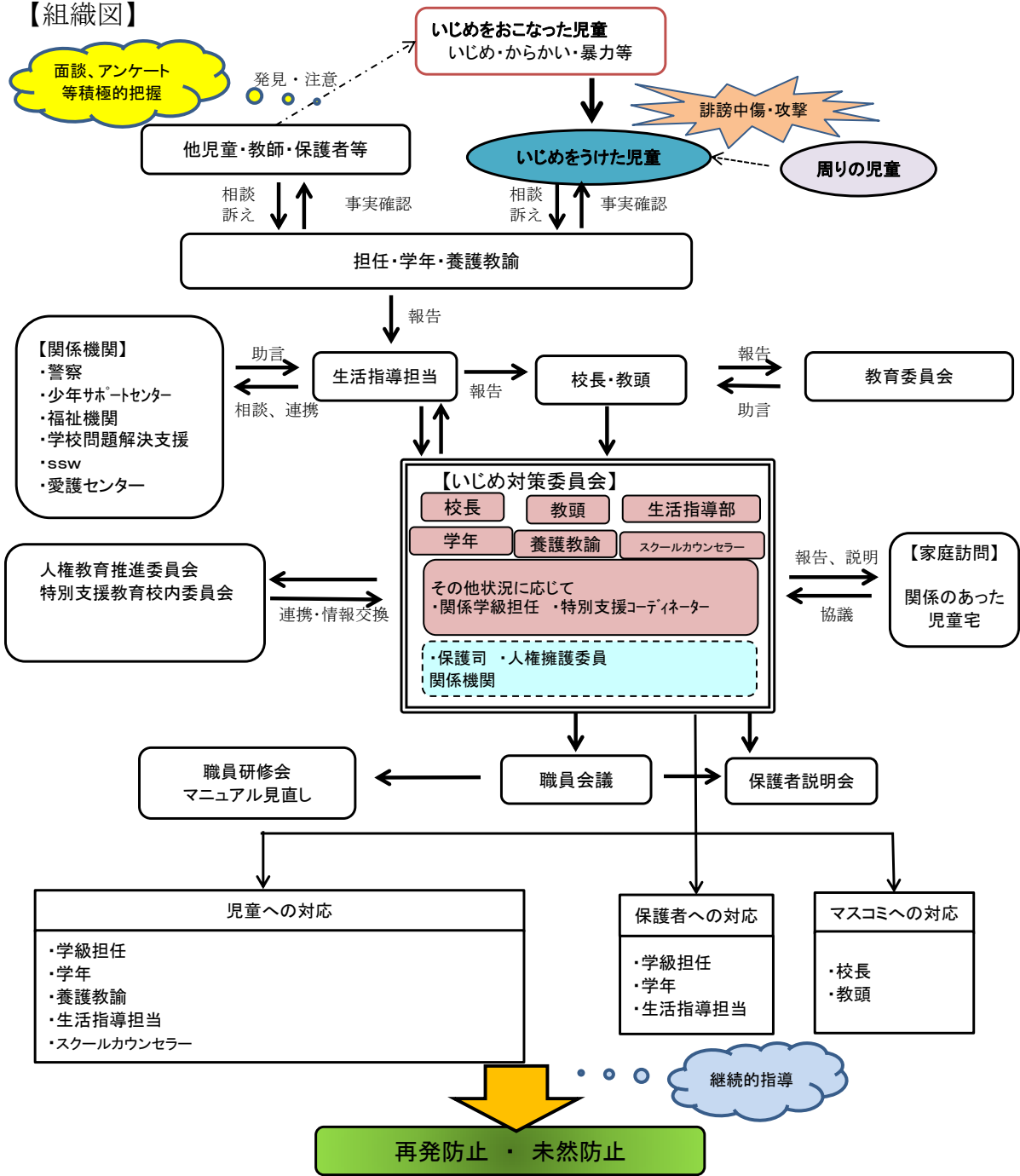
I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って全職員で取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学年、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生活指導担当を中心に、学年、養護教諭、スクールカウンセラーで編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及び学校評議員、関係機関などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別の支援を考える。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、児童と心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のために

- 活気がなくおどおどし、話す時不安な表情をしている
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 周囲の行動を気にし、目立たないようにしている
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いすることが多い
- 本人がやりたくないことを無理にさせられることが多い
- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 一人でいることが多い
- ひどいアダ名で呼ばれている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない時がある
- 他の児童の机から机を少し離している
- 個人を中傷する落書きが書かれている
- 持ち物が壊されたり、隠されたりすることがある
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教職員が近づくと、急に仲のよいふりをする

※上記の項目を参考に、児童の実態に応じた指導を心がけていく。

II 年間指導計画

本校のめざす学校像

- ・子どもからは行きたい学校
- ・保護者からは通わせたい学校
- ・地域からは誇りに思える学校
- ・教職員からはやりがいのある学校

学校教育目標 自ら学び、熱く、生き抜く子どもの育成

めざす子ども像

- ・あたたかい子ども
- ・元気な子ども
- ・チャレンジする子ども

いじめ対策委員会：校長・教頭・生活指導部・養護教諭・学年
スクールカウンセラー*状況に応じて関係職員等も含めて編成

《年間指導計画》

月	いじめ対策委員会	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・1学期計画作成 職員会議 ※1	いじめ実態把握	個人状況把握 ※5 家庭訪問
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会、保護者会 ※2	(6年修学旅行) (4年転地学習) カウンセリングマインド研修 ※3	
6月		(5年自然学校) (荻野サブリ)	生活実態アンケート ※6 個人状況把握
7月			
8月	事業発生時、いじめ対策委員会の適時開催(通年)	学級・学年づくり 人間関係づくり ※4	
9月		カウンセリングマインド研修	個人状況把握
10月		(体育大会) (ふれあいタイム)	家庭訪問
11月		(ドッジボール大会)	生活実態アンケート ※7 個人状況把握
12月		情報モラル研修会	
1月		人権教育参観・講演	個人状況把握
2月		(なわとび大会)	
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正	次年度に向けクラスつ	

未然防止、早期発見に向けて

- 1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- 2 いじめ各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 3 各担任が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

危機管理の心構え「さしすせそ」

さ: 最悪を想定する
し: 慎重に対処する
す: 素早く対処する
せ: 誠意を持って対処する

- ※1 職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 保護者向け啓発
ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。
- ※3 カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。また児童理解のための研修を実施する。
- ※4 学級・学年づくり/人間関係づくり
年間を通して、クラスや学年の人間関係づくりについて、学級会で学習する。
- ※5 個人状況把握
年度当初、各学期の区切りごと、生活実態アンケート後、児童の生活状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。
- ※6 生活実態(いじめ)アンケート
年2回、いじめの実態把握のアンケートを実施する。
- ※7 家庭訪問
全学年、担任による家庭訪問を適宜行う。

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発生した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取り組みにあたっては、得た情報をもとに迅速に方針を決定し対応する。重大事態やいじめをおこした児童、いじめをうけた児童の意識のずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関連機関とも連携の上、慎重に対応する。

① いじめをうけた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ・迅速に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

② いじめをおこなった児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめをうけた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・児童の変容を図るために、いじめた背景を推し量り、いじめをおこなった児童の理解を大切にした上で、具体的な助言をします。

③ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関する資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にを行います。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめをうけた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめをうけた児童、いじめをおこなった児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

⑤ネット上のいじめでの児童への指導ポイント

- ・掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと。
- ・匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること。(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
- ・インターネットを利用する際にもマナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること。
※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、FACEBOOK 等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずに回ることや、GPS の位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれるなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて指導する。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

⑥重大事態が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめをうけた児童又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・いじめをうけた児童及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。